

行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法

新・情報公開法

New Commentary on Information
Disclosure Laws

の逐条解説

[第8版]

宇賀克也

有斐閣



新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕

New Commentary on Information Disclosure Laws, 8th ed.

2002年1月30日	初版第1刷発行
2004年3月30日	第2版第1刷発行
2006年5月30日	第3版第1刷発行
2008年5月10日	第4版第1刷発行
2010年8月15日	第5版第1刷発行
2014年3月25日	第6版第1刷発行
2016年10月30日	第7版第1刷発行
2018年12月10日	第8版第1刷発行

著者 宇賀克也

発行者 江草貞治

発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1314〔編集〕

(03) 3265-6811〔営業〕

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社理想社／製本・大口製本印刷株式会社

©2018, Katsuya Uga. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22757-6

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

甲第9号証

（開示の実施）

- 第14条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
 - 3 前項の規定による申出は、第9条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

本条は、開示がいかなる方法で実施されるのか、および開示を受ける者が開示の実施方法の申出をする場合の手続について定めている。

（1）開示の実施方法

本条1項は、開示の方法につき、文書または図画については閲覧または写しの交付によつて、電磁的記録については、政令で定める方法により行うと規定しているので、情報公開法要綱案第2(3)の開示の定義規定（「閲覧に供し又は写しを交付することをいう」）に対応する定義規定をおく必要はなくなっている。「写しの交付」には郵送も含まれる。郵送料は、郵便切手で納付しなければならない（行政機関情報公開法施行令13条4項、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条第4項の送付に要する費用の納付方法を定める省令）。

本条1項ただし書は、情報公開法要綱案の考え方5(9)で述べられていたことを明文化したものであり、原本が汚損、破損しやすいものであるような場合を念頭においている。「その他正当な理由があるとき」とは、原本を業務に利用する必要があり、これを閲覧に供すると、業務の遂行に支障を及ぼす場合、部

分開示を的確に行うために不開示部分を黒塗りする必要がある場合等である。これに相当する規定は、情報公開条例においても、広くみられるところである（北海道情報公開条例19条3項等参照）。

電磁的記録の開示方法は、政令に委ねられている。開示請求者の便宜のためには、可能なかぎり、開示請求者の希望する方法で開示することが望ましい。たとえば、磁気テープにコピーして開示されれば、情報処理が数分間でできるにもかかわらず、プリントアウトしたハードコピーで開示されると同一の情報処理に数カ月を要することもありうるし、また、開示にかかるコストが電磁的記録の場合のほうが大幅に低くなることもありうるので、開示請求者が電磁的記録での開示を望んだ場合には、可能なかぎり、それに応じることが望ましい。逆に、電磁的媒体を操作する能力がない場合には、電磁的媒体での開示は、アクセスの否定につながるので、開示請求者がプリントアウトしたハードコピーでの開示を希望した場合には、それに応ずるようにすべきであろう。アメリカではウィスコンシン州の情報公開法が、直ちに知覚しえないような形態の記録については、紙の記録を開示請求する権利があることを明記していることも参考になる。

他面において、電磁的記録の開示については、たとえば、汎用コンピュータのデータの部分開示のために特別のプログラムを組む必要がある場合が生ずる等、なお技術的制約やコストの問題もあり、各行政機関における電磁的機器の普及状況、電子情報のセキュリティ等を勘案して、実行可能な開示方法を定める必要があり、すべての場合に開示請求者の希望した方法で開示することには困難が伴う。アメリカの連邦情報自由法においても、開示請求者の指定したフォーマットに変換することが容易な場合という留保を付けて、開示請求者の指定した方法で開示することとしている（宇賀・情報公開法の理論（新版）179頁以下参照）。

開示方法がとくに重要なのは、視聴覚障害者の場合である。カナダの連邦情報アクセス法が、1992年の改正で、視覚障害者の行政情報へのアクセスの実効性を確保するために、視覚障害者の開示請求に対する開示方法について特別の配慮をする規定を設けたこと（宇賀・情報公開法の理論（新版）195頁以下参照）、東京都の情報公開制度懇談会も、開示方法につき、視聴覚障害者のアクセスを実効性あるものとするために最大限の配慮をすることを提言していることが注

目される。

行政機関情報公開法施行令9条は、開示の実施方法について当該行政機関が保有するプログラムにより行うことができるもの等に制限しており、既存のプログラムで出力できない場合、新たなプログラムを作成して出力することまで求めることはできないが、電磁的記録につき、ハードコピーのみならず、電磁的媒体による開示も最大限認めるとの方針を採用しており、国際的にみても遜色のないものといえよう。開示決定通知書には、開示決定にかかる行政文書について求めうる開示の実施方法をすべて記載しなければならない。1999年11月1日より電子メールによる開示を実施している奈良県橿原市の例もあるが（平成11年10月20日橿原市告示158号「電子メールによる情報公開の請求及び公開に関する事務取扱要綱」5条参照）、国においては、ファックス、電子メールによる開示は認められていない。他方、2003年の政令改正により、オンラインによる開示の実施は認められるようになった。

開示の実施は、各府省の汎用受付等システム（複数の手続のオンラインによる受付、結果通知等について汎用的に利用できるシステム）等の開示の実施の対象となる電磁的記録をアップロードし、開示請求者が、アップロードが行われた旨の通知を受けて、当該電磁的記録をダウンロードする方式で行われる。オンライン開示は、行政機関がその保有するプログラムにより行うことができるものに限られる。また、汎用受付等システムは、オンライン申請に対して応答するシステムであるので、オンラインによる開示の実施は、オンラインによる開示請求があった場合に限定して認められることとしている（行政機関情報公開法施行令9条3項3号）。2005年3月に総務省の「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」が、行政文書の開示の実施方法について、新たな技術の進展と普及の状況を踏まえ、開示請求者のニーズに対応した見直しを行うとともに、手数料について、コストの変動等を適切に勘案・配慮して見直しを行うことが必要であると指摘したことを受けて、同年12月には行政機関情報公開法施行令が改正され、開示の実施方法として、カラーコピー、スキャナー読み取りによりFD等に複写したものの交付やオンライン送信、DVD-Rに複写したものの交付等が追加された。

閲覧に当たり、開示請求者がデジタルカメラ・ビデオカメラ、スマートフォン等により公文書の撮影を行うことが許されるかが問題になるが、総務省の

「情報公開法の制度運営に関する検討会報告書」を受けて、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」総管管13号（平成17年4月28日）においては、「閲覧による開示の実施に際して、開示の実施を受けようとする者が持参したカメラでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題や他の窓口利用者への支障等を別にすれば、情報公開法上の問題があるとは言えないと考えられるところであるので、この趣旨を踏まえ、各行政機関及び独立行政法人等において、開示の実施を受けようとする者から申出があった場合等には、適切に対応すること。その際、庁舎管理上の制約等がある場合には、開示の実施を受けようとする者に対して必要に応じ適切な説明がなされることが望ましい」とされ、閲覧者による撮影を原則として容認することとしている。地方公共団体においては、泊江市情報公開条例施行規則4条1項が「閲覧若しくは視聴とは、カメラ等による撮影を含むものとする」とし、佐賀県公文書開示事務取扱要領第3:4(2)アが「公文書の開示に際して、請求者がカメラ等による撮影を申し出た場合には、原則としてこれを認めるものとする」と規定している。他方において、横須賀市情報公開条例14条4項1号は、閲覧するときは写真機等撮影に使用する機器の使用を禁止することとしている。これは、横須賀市が閲覧手数料をとる条例改正をしたため、撮影により閲覧手数料制度が形骸化することを懸念したためである。

（2）開示の実施方法の申出

本条2項は、開示を受ける者が、希望する開示の実施方法を申し出ることとしている。開示の実施方法等の申出は、開示を受ける者の意思を正確に把握して誤りなきを期すため、書面で行う必要がある（行政機関情報公開法施行令10条1項）。もっとも、開示請求の段階において、希望する開示の実施方法が明示されており（同施行令5条1項1号）、開示決定等の通知において、請求者が希望する方法で開示を実施しうることが示され（同施行令6条2項1号）、その後、開示の実施方法を変更しない場合には、あらためて開示の実施方法の申出をする必要はない（開示実施手数料が無料である場合に限る。同施行令10条2項）。

本条3項は、開示の実施方法についての申出期間を開示（部分開示を含む）決定の通知があった日から30日以内としている。事案の迅速な処理の要請から

申出期間を限定せざるをえないが、開示の実施方法に関する意思決定に必要な期間として十分であるといえよう。もし、正当な理由なく30日以内に開示の実施方法についての申出をしないと、あらためて開示請求にかかる手数料を支払って開示請求をする必要が生ずることになる。

本条4項は、再開示制度について定めたもので、とくに注目に値する規定である。写しの交付が必要かは手数料の関係もあり、閲覧したうえでないと判断できない場合も多いので、閲覧をしたのち写しの交付を希望するかを決めたいということは少なくないと思われる。その場合にはまず、本条2項の規定に基づき閲覧を希望して、実際に文書を閲覧したうえで、写しの交付が必要な部分を特定して、本条4項の規定に基づき30日以内に写しの交付を申し出ることができる。この場合には、再度、申請手数料を払う必要はない。また、一部につき写しの交付を受け、それを検討したのち、他の部分についても写しの交付を求めるかを判断する場合にも、本条4項の再開示制度を用いることができる。本条4項の再開示の申出は、最初に開示を受けた日から30日以内であれば、複数回行うことができる。

さらなる開示の申出は、①開示決定の通知があった日、②最初に開示を受けた日、③開示の実施の申出書に記載する事項を記載した書面により行わなければならない（行政機関情報公開法施行令12条1項）。①②を必要的記載事項としたのは、行政機関において、さらなる開示の申出のあった事案を正確に認識して開示の準備をする必要があること、本法14条4項の法定期限を経過していないかを確認する必要があること、最初の開示の実施方法とさらなる開示の実施方法が同一でないかを確認する必要があることによる。さらなる開示の実施の申出において、すでに開示を受けた行政文書（その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めることは、行政機関に不合理な負担を課し、開示を受ける者にとっても、通常はそのような必要性はないと考えられるので、認められない（本法施行令12条2項本文）。すでに写しの交付の方法による開示を受けた場合、写しの交付により閲覧の目的も達成されることになるため、写しの交付を受けた行政文書の閲覧をさらに求めることは認められないと考えられる。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない（同項ただし書）。「正当な理由」が認められる場合としては、交付された

写しが火災により焼失してしまった場合等が考えられる。

（3）取消訴訟にかかる出訴期間の起算点

本法もしくは情報公開条例または行政機関個人情報保護法もしくは個人情報保護条例に基づく開示請求に対する全部または一部開示決定の事案においては、開示決定が先行し、その後、開示の実施として、閲覧または写しの交付が行われる。一部不開示とされた部分があれば、実施機関は、その部分を特定し、理由を提示する必要はあるが、開示請求者は、開示の実施として閲覧または写しの交付が行われてはじめて開示部分の内容を具体的に知ることができるし、不開示部分の場所や分量も、開示の実施段階で認識可能になる。このような特殊性があるため、一部開示決定の取消訴訟の主観的出訴期間の起算点となる処分が存在を現実にした日は、開示等決定の通知書が開示請求者に到達し、当該決定の内容を現実にした日と解すべきか、それとも、開示請求者が開示文書を閲覧し、またはその写しの交付が行われた日と解すべきかが論点になる。個人情報保護条例についての事案であるが、大阪高判平成27・1・29判例集不登載は後者の解釈を採用したところ、その上告審の最判平成28・3・10判時2306号44頁が前者の立場をとったことにより、この問題に関する判例法が固まったといえよう。

（他の法令による開示の実施との調整）

- 第15条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

本条は、他の法令に行政文書の開示についての規定がおかれている場合に、本法による開示との関係をいかに調整するかについて定めたものである。本条

ているともいえないから、福井県公文書公開条例（平成12年条例第4号による改正前のもの）7条1号ただし書イの「法令および条例（……）の規定により何人も閲覧できるとされている情報」には該当しないと判示している。

なお、保安林台帳は都道府県知事が保管し（森林法39条の2第1項）、正当な理由がなければ閲覧を拒むことができないが（同条2項）、情報公開条例に基づいて、この保安林台帳の開示請求が都道府県知事に対してなされたときは、都道府県知事は行政機関情報公開法15条1項の「行政機関の長」ではないから、この規定は適用されず、各情報公開条例の解釈により開示請求を認めるか否かを判断することになる。しかし、国の行政機関の長が、保安林台帳を取得して保有しているときには、森林法上の閲覧請求は都道府県知事に対するもので、国の行政機関の長に対しては認められないので、行政機関情報公開法の規定の適用を受けることになる。

情報公開条例においては、他の法令による開示の実施との調整について、本条と同様の規定をおき、「同一の方法」による開示の実施についてのみ調整を行うことを明確にするもの（神奈川県等）と、そうでないものがある。後者の中にも、本条と同趣旨に解釈運用されているものもある（栃木県等）。他方、後者の中には、本条と異なる趣旨で解釈運用されているものもあり、その解釈運用が正しいかが争われることがある。山口市情報公開条例16条は、「この条例は、他の法令等の規定により公開の手続が定められている情報及び市民の利用に供することを目的として作成され、又は保管されている情報については、適用しない」と規定している。建築計画概要書については建築基準法93条の2において、住居表示台帳については住居表示に関する法律9条2項において、閲覧のみが定められており、写しの交付については定められていない。もし、山口市情報公開条例16条が本条と同趣旨の規定であるとすれば、これらの写しの交付を情報公開条例に基づき請求することは可能になる。しかし、山口地判平成19・2・8判例集不登載は、山口市情報公開条例16条は、他の法令に閲覧または写しの交付の規定があれば情報公開条例の規定の適用除外とする趣旨であるので、同条例に基づく写しの交付請求はできないと判示した。住居表示台帳に関しては控訴がなされたが、広島高判平成19・6・29判例集不登載は控訴を棄却している。建築計画概要書の写しを板橋区情報公開条例に基づき開示請求をした事案において、東京地判平成19・7・26判例集不登載、東京高判平

成20・1・31判例集不登載は、同様の判示をしている。山口地判平成19・2・8が判示したようなかたちで他の法令による開示の実施との調整を行う制度を情報公開条例で採用することが許されないとはいえないが、一般論としては、他の法令による開示の実施との調整は、行政機関情報公開法の仕組みが最大限の開示を実現するという観点から望ましい。

（手数料）

- 第16条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。
- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
 - 3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

本条は、開示請求をする者または行政文書の開示を受ける者が支払う手数料についての基本的定めをおいたものである。

本条1項は、「開示請求をする者」から開示請求の段階で徴収する「開示請求に係る手数料」と、「行政文書の開示を受ける者」から徴収する「開示の実施に係る手数料」の2つの手数料について定めている。前者の「開示請求に係る手数料」は、開示請求がなされてから、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理のコストの負担を求めるものであり、不開示決定が行われる場合であっても、開示請求の処理にコストがかかっているため、徴収の対象になる。広くみられる申請手数料に相当するものである。カナダやオーストラリアも、情報公開法に基づく開示請求につき、申請手数料を徴収している。横須賀市、品川区も、開示請求にかかる手数料（300円）を徴収している（愛知県尾張旭市は200円の手数料を徴収している）。また、営利目的の請求の場合には、開示請求にかかる手数料をとる地方公共団体もある（神戸市1000円、国分寺市100円）。さらに、広義の住民以外からの開示請求については、開示請求にかかる手数料をとる例もある（神戸市、樺原市、米子市、枚方市、吹田市。300～350円）。また、

八潮市情報公開条例は、広義の住民のみに開示請求権を認めているが、それ以外の者から任意の情報公開の申出があり、これに応ずる場合には300円の手数料を徴収することとしている(17条1項3号)。

政令では、申請時に徴収する手数料という性格に照らして、請求対象文書の性格や多寡を問わず、開示決定か不開示決定かも問わず、定額を徴収する方針がとられ、開示請求にかかる行政文書1件につき300円(オンライン申請の場合には200円)とされている(行政機関情報公開法施行令13条1項1号)。この金額は、①開示請求書の記載事項の確認等の受付事務、②開示請求に対する決定通知書の記載等の書面作成事務、③開示請求に対する決定通知書の送付事務、④郵送料を積算して決定されたものであり、できる限り利用しやすい額となるよう配慮して(本条2項)、行政文書の探索事務、不開示情報該当性の審査事務に要する費用は積算の対象としていない。参議院総務委員会における附帯決議では開示請求にかかる手数料は、1請求につき定額として内容的に関連の深い文書は1請求にまとめることができることとされている。行政機関情報公開法施行令13条2項は、これを受けて、1の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書、その他、相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を1の開示請求書によって行うときは、開示請求にかかる手数料の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなすこととしている。相互に密接な関係を有する行政文書といえるかは、開示請求者の主観的判断で定まるのではなく、当該行政文書の内容等により客観的に判断される。たとえば、審議会の議事録と中間報告に対するパブリック・コメントが異なる行政文書ファイルに入れられていたとしても、両者は、相互に密接な関連を有するので、開示請求にかかる手数料との関係では、1件の行政文書とみなされることになる。なお、複数の実施機関に対する一括した請求は、実施機関ごとに1件の請求として開示実施手数料を徴収することを明確にしている地方公共団体がある(横須賀市情報公開条例別表備考1)。

「開示の実施に係る手数料」は、開示が行われる場合のみ徴収の対象になり、不開示決定の場合には徴収されないことになる。開示決定がされる場合、開示の実施方法や開示される行政文書の量に応じて、その額は異なることになる。2005年12月の行政機関情報公開法施行令改正により、白黒コピーA3判までは1枚20円が10円に、CD-R1枚の媒体単価は200円から100円に引き下げ

られ、電子媒体記録の積算単位が記憶容量基準からファイル数に変更になった。

なお、許可や届出の台帳が営利目的で大量請求されることが多いため、許可や届出にかかる公簿等については、許可や届出1件ごとに手数料をとることとしている地方公共団体がある(中野区、横須賀市)。伊勢崎市は、公開請求にかかる手数料は原則無料であるが、法令等に基づき、実施機関が行う許可、認可、確認その他これに類する行為または実施機関に対して行う届出等に関して保管し、または調製する行政情報のうち、規則で定めるもの(建築計画概要書、開発行為許可申請書および伊勢崎市開発行為等の規制に関する規則による設計説明書、都市計画法施行規則16条2項に規定する設計図、同規則17条1項に規定する開発区域位置図および開発区域区域図その他の開発行為の許可にかかる申請書の添付図書、伊勢崎市開発行為等の規制に関する規則7条1項に規定する開発行為の変更にかかる申請書および変更説明書、変更説明図その他の開発行為の変更にかかる申請書の添付図書)について、その全部または一部を公開する場合は、1件につき300円の手数料を徴収するものとしている。ただし、市長および水道事業の管理者は、許可等にかかる公開請求が、①許可等の当事者からの公開請求であるとき、②許可等の利害関係人からの公開請求であるとき、③公益上の理由による公開請求であるとき、④生活保護法の規定により保護を受けている者からの公開請求であるときのいずれかに該当するときは、請求者の申請により、手数料を免除することができる。

地方公共団体の情報公開条例や外国の情報公開法においては、複写の実費のみを徴収する例が多いが、東京都や横須賀市、春日井市の情報公開条例のように閲覧手数料をとる例もある。本条1項は、閲覧の方法による開示の場合にも、当該文書の閲覧場所への搬入に要する事務にかかる費用等について手数料を徴収するという立場に立っている。足立区情報公開条例14条1項は、「この条例の規定による区政情報の閲覧については、無料とする。ただし、開示の請求に係る区政情報に非開示情報が記録されているため、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該区政情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする」と定めている。この規定は、閲覧させる場合に、写しの作成や被覆の処理をして行政コストが生じている場合には、写しの交付の場合と同様、開示請求者の負担を求めるべきという考え方によっている。

手数料の額について、情報公開法要綱案第15:1においては、「実費を勘案し」とされていたが、本条1項では、「実費の範囲内において」という表現に修正されている。これは、実費には、開示請求者に交付する写しの作成等のための人件費、光熱費、コピー用紙代、郵送料等が含まれ、実費を反映した額を徴収した場合、行政機関情報公開法の利用を抑制する結果になるおそれがあるため、政策的配慮により、行政機関情報公開法を利用しやすい金額にすることが可能であることを明確にするためである。

本条2項は、衆議院における修正で追加されたものであるが、情報公開法要綱案の考え方5(10)においても、手数料に関する政令の策定に際しては、利用しやすい金額とすることに留意すべきであるとされていたところである。行政機関情報公開法案可決の際の衆参両院における附帯決議(本書307頁参照)では、手数料は、情報公開制度の利用の制約要因とならないように、実費の範囲内のできる限り利用しやすい金額とするが、制度が濫用されないように十分配慮することに加えて、とくに、開示の実施にかかる手数料の額を定めるときは、実質的に開示請求にかかる手数料に相当する額が控除されたものになるようにすることとされている。そのため、行政機関情報公開法施行令13条1項2号においては、原則として、同施行令別表第1に従って定まる開示実施手数料の額(基本額)が300円(オンラインによる開示の場合は200円)に達するまでは、開示実施手数料を無料とし、300円(オンラインによる開示の場合は200円)を超えるときは、基本額から300円(オンラインによる開示の場合は200円)を減じた額を開示実施手数料とすることとしている。

開示実施手数料からの300円を限度とした控除は、請求単位で認められるので、同一の請求について、さらなる開示の実施の申出をした場合、最初の開示の実施の際の基本額が300円を超えており、すでに300円の控除がなされている場合は、さらなる開示の実施の際には、この控除を受けることはできない。開示請求手数料については減免が認められず、開示実施手数料についてのみ減免を認めることとしているのは、①開示請求手数料は1件300円にすぎず、1つの行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書その他相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を1つの開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなして手数料を算定することとして開示請求者の経済的負担を軽減していること、②開示実施手数料について基本額か

ら300円まで控除することとされているため、開示の実施を受ける場合には、実質的には開示請求手数料が減免されることになること、③開示実施手数料は、開示される行政文書の種別、量等によっては、かなり高額になりうるので、経済的な理由で納付が困難な場合も想定されることによる。

本条3項は、「減額し、又は免除することができる」という表現になっており、行政機関の長の裁量による減免規定である。減免の理由として、経済的困難の場合が例示されている。たとえば、生活保護の受給者であれば、減免が認められうる。行政機関情報公開法施行令14条1項は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2000円を限度として、開示実施手数料を減免できとしている。減免の限度額を2000円としたのは、一般的な開示請求であれば、開示実施手数料額が2000円を超えることはないと考えられたからである。開示決定通知書に記載された開示実施手数料額が2000円を超える場合には、2000円の減額を申請することになり、開示決定通知書に記載された開示実施手数料額が2000円以下の場合には、当該額が免除を求める額になる。経済的に困難な状態にあるかの判断は、手数料減免申請書に添付された生活保護法に基づく扶助を受けていることを証明する書面等に基づいて判断することになる(行政機関情報公開法施行令14条3項)。生活保護を受けていないが、経済的に困難な状態にあるとして手数料の減免を求める場合に添付する書面としては、同一世帯に属する者のすべての非課税証明書等が考えられる。

アメリカの連邦情報自由法の場合には、開示が公益に資することを手数料の減免の理由としているが、開示請求者の経済的困難を減免事由とする解釈が一般化しているわけではない(宇賀・情報公開法97頁参照)。オーストラリアの連邦情報自由法の場合には、経済的困難と開示がもたらす公益の双方を手数料の減免事由として明記している。行政機関情報公開法施行令は、公益減免を明示的に規定しているわけではない。その理由は、本法が開示請求の目的を問わない制度であるため、公益目的か否かを判断することが困難であること、開示がなされた後の利用実態を確認することも困難なことである。もっとも、行政機関情報公開法施行令は14条4項において、行政機関の長は、開示決定にかかる行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法にかかる開示実施手数料を減免でき

ることとしている。「一定の開示の実施の方法により」とは、文書の写しの交付、電磁的記録を用紙に出力したものの交付のように、一般への周知に適した方法であると行政機関の長が認める方法に限定する趣旨である。「一般に周知させることが適当であると認めるとき」とは、公益上の義務的開示、公益上の裁量的開示をしようとする場合等であって、一般に周知することが適当と行政機関の長が認めるときである。この規定の運用により、公益減免が可能となる場合がある（東京都情報公開条例17条3項も類似の規定であるが、この場合には手数料を減免できるとするにとどまらず、免除することとしている）。香川県情報公開条例17条1項ただし書、同条例施行規則11条のように、明示的に公益減免を定める例もある。

一般に手数料の納付方法として収入印紙が広範に利用されていること、郵送による開示請求および写しの交付を認めていることから、納付・収納事務を安全で効率的に行う必要があることも考慮して、手数料の納付は収入印紙によって行うのが原則とされているが（行政機関情報公開法施行令13条3項柱書）、収入印紙による収入は一般会計に入るため、特別会計により運営されているものについては現金（納付書による納付を含む）で納付することとしている（同項1号）。また、行政機関またはその部局もしくは機関（1号に掲げるものを除く）の事務所に来所した場合に収入印紙に代えて現金による納付が可能である旨を官報で公示した場合にも、国民の便宜に配慮し、現金による納付を認めている（同項2号）。これは、来所者が事前に収入印紙を持参していない場合において、それを購入して改めてさらなる開示の申出をすべきとすることは、国民の利便の観点から望ましくないという判断による。

オンラインによる開示請求または開示の実施方法の申出がなされた場合の手数料の納付方法については総務省令に再委任されている（同項3号）。「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」6条1項は、歳入金電子納付システムを利用した電子納付（ネットバンキング等によるもの）を原則としているが、行政機関の事務処理体制等を考慮して適当と認めるときは、オンライン納付に加えて、収入印紙、納付書または現金のうちから適当な納付方法も、行政機関の長が指定することができるとしている。また、当面、オンライン納付に対応できない行政機関の長は、オンラインによる開示請求があっ

た場合においても、収入印紙、納付書または現金のうちから手数料納付方法を指定することができることとされている（同条2項）。

なお、行政文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない（行政機関情報公開法施行令13条4項）。この総務省令が、平成18年3月14日制定の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条第4項の送付に要する費用の納付方法を定める省令」である。

本条には、開示決定をしたにもかかわらず、閲覧のために来庁しないような場合を念頭に置いた規定は設けられていない。東京都情報公開条例17条2項は、「実施機関が公文書の開示をするため、第11条第1項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が公文書の開示を写しの交付の方法により行うことを求めているときには、別表に定める開示手数料を徴収する」という規定を設けている（宇賀・行政手続・情報公開219頁以下参照）。横須賀市情報公開条例14条6項も同様の規定である。横須賀市情報公開条例は、写しの交付について、公開実施手数料・送付費用を予納させ、予納しない場合に14条6項の規定を準用することとしている（同条7項）。

（権限又は事務の委任）

第17条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

本条は、本法2章が定める行政文書の開示に関する事務または権限を委任できること、委任の法形式、委任の相手方を明確にしている。

開示請求を受け、これを処理するのは、2条1項の行政機関を単位とする。しかし、行政事務の効率的執行という観点から、内閣府設置法、国家行政組織